

Gard Insight

海洋汚染防止条約（MARPOL条約）附属書V – 船舶からのプラスチックとゴミ排出を禁止する国際条約

こちらは、英文記事「[MARPOL Annex V – the international convention banning the discharge of plastic and garbage from ships](#)」（2017年6月13日付）の和訳です。

本号は、海洋におけるプラスチックごみの増加問題を取り上げた全3回シリーズの最終号です。今回は、海運業界の果たす役割と、船舶からのプラスチック廃棄を禁止する MARPOL 条約のプラス面について考察します。



プラスチックは、数分間だけ使用した飲み物用ストローなどでも、数十年間使用した建設資材などでも、海洋環境に行きついたものは、何千年とはいわないまでも何百年にわたり残存します。プラスチックごみは、北極・南極を含むすべての海に存在します。海面に浮かぶごみの姿は衝撃的に見えるかもしれませんが、しかし観測結果によると、外洋の表面に浮かぶごみは、海洋全体のプラスチックごみの1%程度に過ぎません。残りの99%のうち、30%は外洋の海面の下を浮遊し、残り70%は沿岸水域や海辺に流れ着いているか海底に留まっていると推定されます。

今日では、毎年約880万メートルトンのプラスチックが海洋に到達し（出典：2015年サイエンス誌でのジャムベック他による論文）、このうち80%が内陸から発生したものであると推定されています。[ポリ袋\(英文\)](#)や梱包材、ペットボトルとキャップ、[ゴム風船\(英文\)](#)、タバコの吸い殻やライター、[ポリスチレン製\(英文\)](#)の持ち帰り容器など、様々な家庭ごみが海洋堆積物となり得ます。使い捨てのプラスチック製品は、陸上で排出されるプラスチック廃棄物のかなり大きな割合を占めており、これが陸上から海洋に排出される廃棄物の構成にも反映されています。プラスチックは海中で少しずつ小さな粒子に分解されていき、様々な生物がこれを食物と間違えて摂取できる状態になります。微細な甲殻類からクジラ、鳥などの海洋生物がプラスチックを摂取してしまうと、海洋生態系に深刻な影響を及ぼします。

プラスチックは船舶や沖合施設からも海洋に排出されます。大きな事故や悪天候により、プラスチック製品を積載した海上輸送コンテナが船舶から海に落下することもあります。漁網や漁具が海で紛失することもあります。残念ながら、漁網は人の手から離れてもすぐに機能しなくなるわけではなく、「ゴーストフィッシング（幽霊漁業）」によって、魚、カメ、サメ、イルカ、そしてクジラでさえも、引っかかって捕獲されてしまうことがあるのです。

プラスチック廃棄物は、捕獲や摂取を通じて海洋生物に害を及ぼすだけでなく、海運業界やその関連業界にも直接的に経済的な影響を及ぼします。2016年にアジア太平洋経済協力（APEC）は、プラスチックを含む海洋堆積物により、APEC加盟国の海運、観光、漁業、保険業界において年間12億6,000万米ドルの損失が発生していると試算しています。

http://www.apec.org/Press/News-Releases/2016/0510_OFWG (英文)

プラスチック廃棄物の対処には、社会のあらゆるレベルでの行動が必要になります。国際機関や国家行政・地域行政レベルだけでなく、何より大事なのは、私たち自身が何を選択するかです。海洋でのごみ廃棄を禁止する点で、海運業界は、国際的にパイオニアと呼ばれる存在にもなり得るのです。「1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）」は、船舶から排出されるごみの処理を含む海洋汚染を対象としています。また、その附属書Vは、プラスチックをはじめ、船舶の運用から生じるあらゆる種類の廃棄物を対象としています。船舶の通常運用から生じるプラスチック廃棄物を排出することは、すべての海域で厳格に禁止されています。排出禁止対象には、

合繊ロープ、漁具、ごみ袋、焼却灰が含まれますが、これらに限定されません。船舶からの汚染発生を防止する規制は1988年に国際条約として発効しました。今日では、150を超える国々がMARPOL条約附属書Vに調印しています。

船舶は、プラスチック廃棄物を陸上のごみ受け入れ施設に預けることが義務付けられており、MARPOL条約に調印済みの寄港国は、十分かつ適切な受け入れ施設を用意しなければなりません。乗組員は、旗国または寄港国が点検できる形式で廃棄物処理の記録を保持することが求められます。多くの国では、この規制に違反すると厳しい罰則が適用されます。この規制に違反すると刑事的な訴追を受けることもあります。

わずか一世代前までは、船舶の甲板から廃棄物を意図的に投棄することは日常的に行われていましたが、このような慣習は規制が導入されてから大きく変わりました。MARPOL条約により、商業船からプラスチックその他の廃棄物を意図的に投棄する行為は著しく減少しました。船舶の廃棄物管理全般を向上する取り組みが、国際海事機関（IMO）の啓もう活動や研修プログラムを通じて継続的に実施されています。課題としては、廃棄物処理の需要に対応できるよう、陸上の施設を改良・改善していく必要があります。デンマークでは、漁網で収集された廃棄物を漁業関係者が持参すればプラスチックその他の廃棄物を無償で処理できる設備を用意しており、良い模範となっています。

MARPOL条約の歴史は、国際的な規制によって船舶上の慣行が改められることを示しています。海洋のプラスチックを減らすには、海運業界も一定の役割を果たすことができますが、それだけでは十分ではありません。海のプラスチックごみは世界全体の問題であり、今も悪化を続けています。これを変えるには、陸上・海上を問わず、あらゆる場所のすべての人が行動を起こす必要があります。

参考資料

Marine Litter Vital Graphics - <http://www.grida.no/publications/60>

IMO <http://www.imo.org/en/MediaCentre/HotTopics/marinelitter/Pages/default.aspx>

Gard ニュース記事 <http://www.gard.no/web/updates/content/52043/plastics-floating-to-the-surface-marpol-annex-v-enforcement> (英文)

この *Gard Insight* 記事に関するご質問、ご意見は、ガードジャパン株式会社までメールでお寄せください。読者の皆様からのトピックに関するご提案を歓迎いたします。今後の記事についてご提案がありましたらお知らせください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。